

解説 2 免税事業者がインボイス発行事業者になる場合の負担軽減措置(2割特例)があります。

インボイス制度を機に免税事業者から**インボイス発行事業者(課税事業者)**となられる方に対して、**納税額を売上税額の2割に軽減する経過措置が講じられる**ことになりました。

業種に関わらず、売上・収入を把握するだけで税額計算が可能なおかげで、税負担のみならず事務負担も大幅に軽減されます。



通常、免税事業者がインボイス発行事業者になるときは、本則課税と簡易課税の2つの計算式からいずれかを選択することになります。

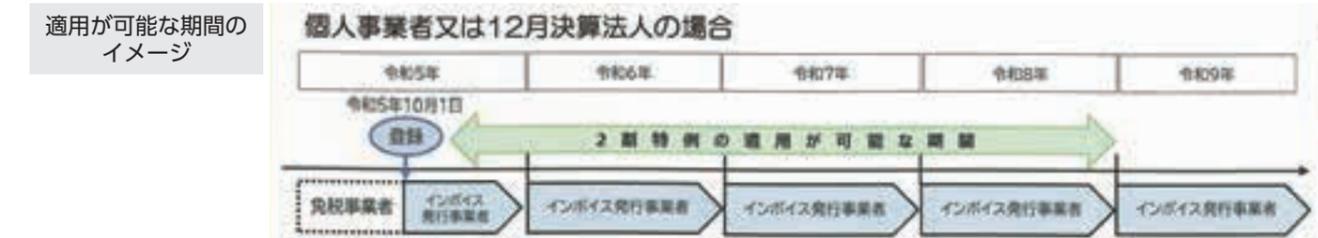
本則課税 「売上に係る消費税」から実際の「仕入に係る消費税」を差し引きます。

簡易課税 売上に係る消費税に「みなし仕入率」という一定割合を掛けたものを自社が支払った消費税とみなして、売上に係る消費税から控除できる仕組みです。「みなし仕入率」は業種によって割合が異なります。

2割特例 売上に係る消費税から「売上税額の8割」を差し引きます。業種に関わらず売上税額の一律2割の納付となります。消費税の確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することで適用を受けることができますので、**事前の届出は不要**です。

出典/日商 中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度対策(第3版)

経過措置対象期間 インボイス制度開始(2023年10月1日)～2026年9月30日の属する課税期間



出典/国税庁(リーフレット)「インボイス制度に関する改正について(令和5年4月)」

※本則課税、簡易課税のどちらを選択していても2割特例を適用することができます。

- 対象事業者**
- ・インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった方
 - ・基準期間(個人:前々年/法人:前々事業年度)の課税売上高が1,000万円以下の方

インボイス制度に関する資料やお問合せなどはこちらから

中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度対策 [第3版] 令和5年度 税制改正対応版

《インボイスコールセンター》
インボイス制度に関する質問・相談を受け付けています。
フリーダイヤル **0120-205-553** (無料)
9:00～17:00 (土日祝除く)

《インボイス制度特設サイト》
インボイス制度のより詳しい情報や国税庁が行っているオンライン説明会の動画、申請手続きに関すること、Q&Aなどを掲載しています。

特集 2023年10月1日 インボイス制度が始まります

令和5年度税制改正大綱に伴うインボイス制度の改正ポイント

中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度対策

令和5年4月、消費税法等の一部が改正されました。適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関わる事項も見直しが行われました。すでにインボイス発行事業者として登録された事業者の方(申請中も含む)や現在インボイス発行事業者になることを検討されている事業者の方などにも影響のある内容となっています。本号では4つの改正ポイントのうち2点について解説いたします。

おさえておきたい、インボイス制度に関する4つの改正ポイント

1 これから登録される免税事業者の方

登録希望日に登録が可能に

解説 1

2 免税事業者からインボイス発行事業者になられた方

納税額を売上税額の2割に軽減

解説 2

3 すべての事業者の方

1万円未満の値引き等、返還インボイス交付免除

4 一定規模以下の事業者の方

1万円未満の取引、インボイス保存不要

解説 1 インボイス登録申請のスケジュールが見直されました。

見直し① 令和5年4月以降の登録申請であっても、**令和5年9月30日までに登録申請を提出した場合は、制度開始日である令和5年10月1日から登録を受けることが可能**です。

※インボイス制度への対応や事前の準備、登録通知が届くまでは一定の期間を要しますので、**お早めの申請をお勧めします。**
(目安) e-tax: 提出から1ヶ月半 書面: 提出から約3ヶ月

見直し② 免税事業者が**令和5年10月2日以後の日**に登録を受ける場合、登録申請書に登録希望日(提出から15日以降の登録を希望する日)を記載することとし、**希望日での登録が可能**になりました。

出典/国税庁(リーフレット)「インボイス制度に関する改正について(令和5年4月)」



見直し③ 課税期間の初日から登録を受ける場合の申請書の提出期限及び、翌課税期間の初日から登録を取りやめる場合の取消期間の取消届出書の提出期限は、当該課税期間の初日から15日前までとなります。